

## 【論文再入学と再入学に関する区分表】

|            | 論文再入学  | 再入学（博士後期課程）  |
|------------|--|--|
| 出願資格       | <p>①令和2（2020）年度以降に本学大学院博士後期課程に入学した者で、所定単位取得退学後（退学日の翌日）から<b>3年以内の者</b></p> <p>②在学可能年限が1年以上ある者</p> <p>③過去に再入学、論文再入学制度により再入学をしたことがない者</p> <p>④再入学後直ちに学位申請ができる者</p> <p><u>①～④の要件をすべて満たす者</u></p> | <p>①本学を退学（懲戒処分による退学者を除く）又は所定単位取得退学した者</p> <p>②在学可能年限が1年以上ある者</p> <p><u>①、②の要件をどちらも満たす者</u></p>             |
| 履修         | 履修できない   | 履修できる  |
| 費用         | <p>授業料（1/4） + 施設設備費（1/2）</p> <p>年額納付金は、博士後期課程納付金のうち授業料の1/4相当額＋施設設備費の1/2相当額とし、その半額を半期ごとに徴収する</p>  | <p>入学金（15万）＋ 授業料 + 施設設備費 + その他諸経費</p> <p>※所定単位取得退学し再入学した場合は授業料が半額</p> <p>※所定単位取得退学から3年以内に再入学した場合は入学金免除</p> |
| 学位申請       | 再入学後、出願要項に記載された期日内に申請書類一式を提出すること。再入学後の学位申請期間中に学位の申請が行われなかったときには、出願要件を満たさなかったものとして入学を取り消す。  | 通常の在学生スケジュールに同じ  |
| 審査期間及び学位授与 | 審査期間は学位論文の受理から原則1年以内で行われます（学習院大学学位規程第20条）。審査に合格した場合の学位授与月は年2回（3月及び9月）です。   |  |